

栃木県会計年度任用職員（業務支援員）募集要項

栃木県経営管理部文書学事課では、会計年度任用職員（業務支援員）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1名	栃木県経営管理部文書学事課 宇都宮市塙田1丁目1番20号 (本館2階北西側)	・栃木県公報の編集 ・パソコンによる資料作成 ・書類の数字の確認や検算 ・電話・来客対応 ・その他、担当職員が指示する事務補助

2 勤務条件

- (1) 任 期 令和8(2026)年1月5日から同年3月31日まで
※採用後、1か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。なお、1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。
- (2) 勤務時間 月曜日から金曜日まで（週30時間）
午前9時から午後4時まで
※1 午後0時から午後1時までは休憩時間です。
※2 原則、時間外勤務はありません。
- (3) 休 日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 報 酬 時間額 1,489円
通勤手当 当方規程により通勤手当を支給します。
なお、常勤職員の給与改定に準じて報酬改定があり得ます。
- (5) 有給休暇 当方規程により、忌引休暇等の有給又は無給の休暇の付与があります。（任期が6月に満たないため、年次有給休暇の付与はありません。）
- (6) 社会保険 雇用保険、地方職員共済組合（短期給付）、厚生年金保険に加入します。
災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 服 務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることになります。

3 募集対象

次の（1）から（3）の全てを満たす人

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人
(次のいずれにも該当しない人)
ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2) パソコン操作（ワード、エクセル、メールソフト等）が可能な人
- (3) 積極的に業務に取り組む意欲がある人

4 受付期間

令和7(2025)年12月17日(水)から同月19日(金)まで

※応募者を一定数確保できた場合は、受付期間前に募集を締め切る場合があります。

5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて個別に面接を行います。
応募書類到着後、採否や面接について御連絡をいたします。

6 申込方法

履歴書（写真付、様式は市販のもので結構です。）を下記の送付先まで郵送するか、又は持参してください。【令和7（2025）年12月19日（金）17時必着】

※持参の場合には、平日の午前9時から正午まで、又は午後1時から午後5時までの間にお越しください。

※郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。

※提出された書類は返却しません。

なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますので御了承ください。

○応募書類の送付・提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号（本館2階）

栃木県経営管理部文書学事課 法規担当

7 結果の発表

選考結果については、令和7（2025）年12月26日（金）までに電話等で御連絡いたします。

※ 連絡先は、面接時に確認します。

栃木県庁案内図



県庁舎配置図



問い合わせ先

栃木県経営管理部文書学事課 法規担当

電話 028-623-2066